

人文社会学系

妻の就業と世帯間の所得格差

法経学部総合政策学科・准教授 大石 亜希子



研究の背景

所得格差をめぐる論点のひとつに、女性の就労参加が世帯間の所得格差に及ぼす影響がある。共働きが増えて、男性並みの所得を稼ぐ妻が増えると、片働き世帯との間の所得格差が拡大するのではないかと考えられているのである。

しかし、これについてはいくつか留意すべき点がある。第1に、夫が高所得の世帯で妻の本格就労が増加しているのであれば所得格差は拡大するかもしれないが、夫が低所得の世帯で妻の本格就労が増加しているのであれば、世帯間の所得格差は縮小する。第2に、日本では学卒後は男性と同等の賃金を得る女性が多いものの、出産を機に7割は退職し、再就職する場合は年収100万円程度のパート就業をすることが多い。妻の所得の影響を考える場合には、女性のライフサイクルを通じた労働供給の視点を持つことが必要である。第3に、パート就業に関して言えば、夫の所得水準に関わりなく妻の年収は税制や社会保障制度によって100～130万円程度にとどまることが多く、バラツキが小さいので、世帯間の所得格差を拡大させるとは一概にいえないかもしれない。

研究の成果

Abe and Oishi (2007) ではライフサイクルでみた妻の就業パターンの変化が夫婦間所得格差

に及ぼす影響について厚生労働省「所得再分配調査」の個票を使用してコーホートの観点から分析を行った。その結果、米国とは異なり、二人以上世帯に関しては、夫婦間の所得格差にコーホート効果は観察されなかった。すなわち、若い世代における所得格差の拡大は、主として単身世帯における格差の拡大と、二人以上世帯と単身世帯との所得の差によるところが大きいとみられる。また、妻の就業には夫婦間所得格差をわずかながら縮小させる効果があることが明らかになった。

Abe and Oishi (2009) では総務省「全国消費実態調査」に基づき、妻の労働供給が夫婦間の稼働所得格差に及ぼす影響の要因分解を行った。その結果、1994～2004年にかけての不平等度低下には、妻の労働力化が進み稼働所得ゼロの妻が減少したことと、そうした妻たちの所得が130万円以内の低水準にとどまっていることが寄与していることが明らかになった。

今後の展望

税制や社会保障制度の改革を進める上で、それらの制度が女性の本格的な就労を抑制する効果をもつだけでなく、世帯間の所得格差に複雑な影響を及ぼしていることにも着目していく必要があるだろう。

【支援を受けた科研費】

- ・2007～2008年度 日本学術振興会科学研究費補助金基盤研究（C）（一般）「子育て世帯間の所得格差の要因と女性就業の影響」
- ・2009～2010年度 厚生労働科学研究費補助金政策科学総合研究事業「子育て世帯のセーフティーネットに関する総合的研究」

【掲載された学術誌】

- ・Abe, Y. and A. S. Oishi. 2007. The role of married women's labor supply on family earnings distribution in Japan. *Journal of Income Distribution*, Vol. 16, No.3-4, pp.109-126.
- ・Abe, Y. and A.S. Oishi. 2009. The 1.03 million yen ceiling and earnings inequality among married women in Japan. *Economics Bulletin*, Vol. 29, No.2, pp.1521-1530.